

用地測量・補償調査に関する説明

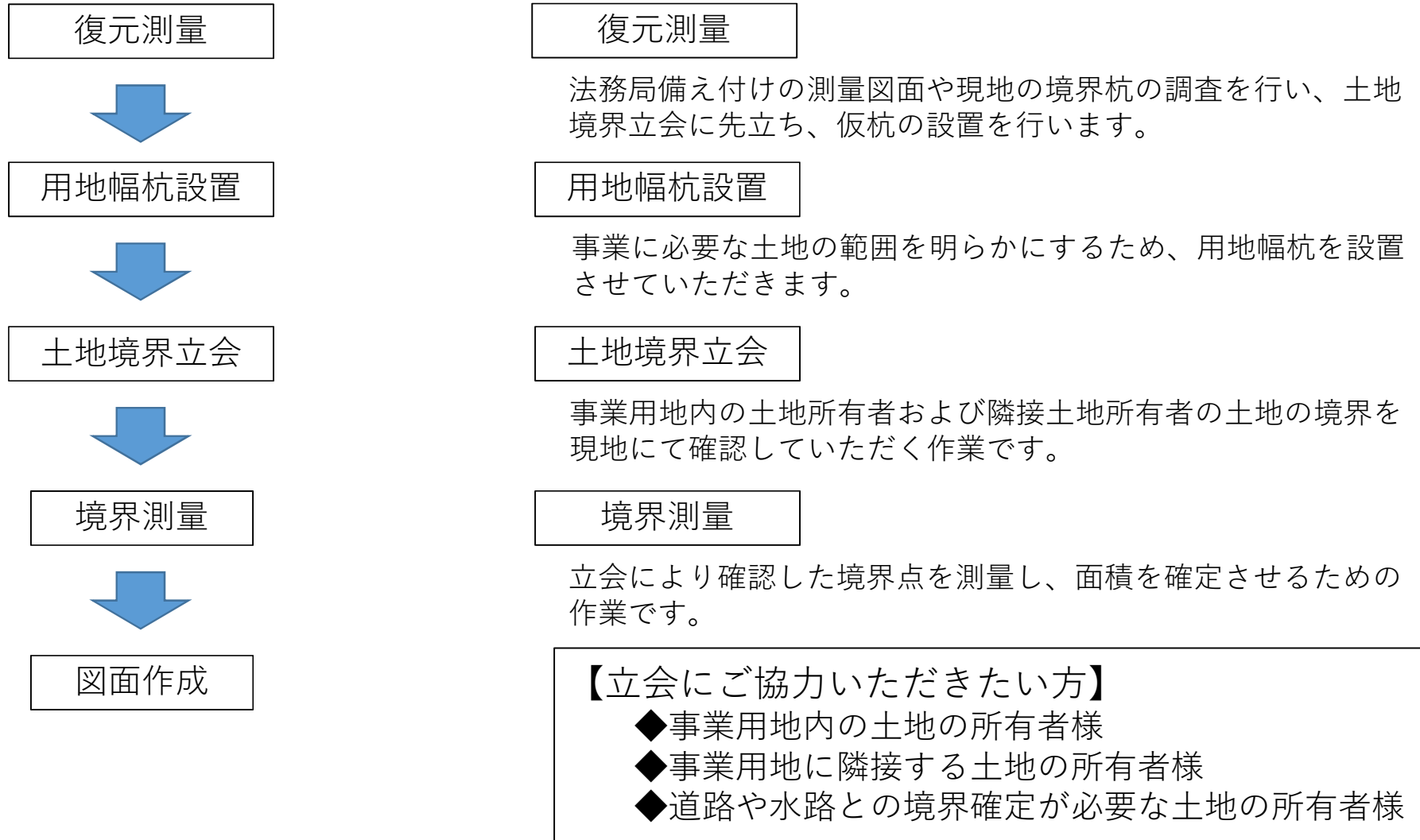
対象区間:美恵橋～茶臼川区間

令和3年7月9日
岐阜県恵那土木事務所

(本日の説明資料は、恵那土木事務所ホームページに掲載しております。)

用地測量の概要

用地測量の流れ



次のような作業を実施いたします。

■ 用地幅杭設置

事業用地の境として、**黄色の杭（写真）**や**金属鋏**を設置させていただきます。



■ 復元測量・土地境界立会

現地の境界調査の結果と法務局に備え付けの測量図面や市役所保管の立会い履歴を参考に、**仮杭（左写真）**を事前に設置し、事業用地となった土地の所有者および隣接土地所有者の土地の境界を現地にて確認していただく作業です。

境界の位置が確定しましたら、後日、**境界杭（右写真）**を設置させていただきます。



仮杭



本杭

※作業イメージ



事前調査を含め、測量の際には皆様の所有地に入らせていただきます。

① 境界立会の依頼通知

事業用地内の土地所有者および隣接土地所有者（場合により相続関係者）に対して、境界立会の日時、場所を記した依頼通知を送付します。

※大多数の方の日程調整が困難ですので、誠に勝手ながら、立会い日時についてはこちらで決定させていただきます。

やむを得ず欠席をされる場合は、県担当課までご連絡をいただけると幸いです。別途、日程の調整をさせていただきます。



② 土地の境界立会

現地で境界を確認していただきましたら、土地境界立会確認書に署名および押印（認印）をお願いします。

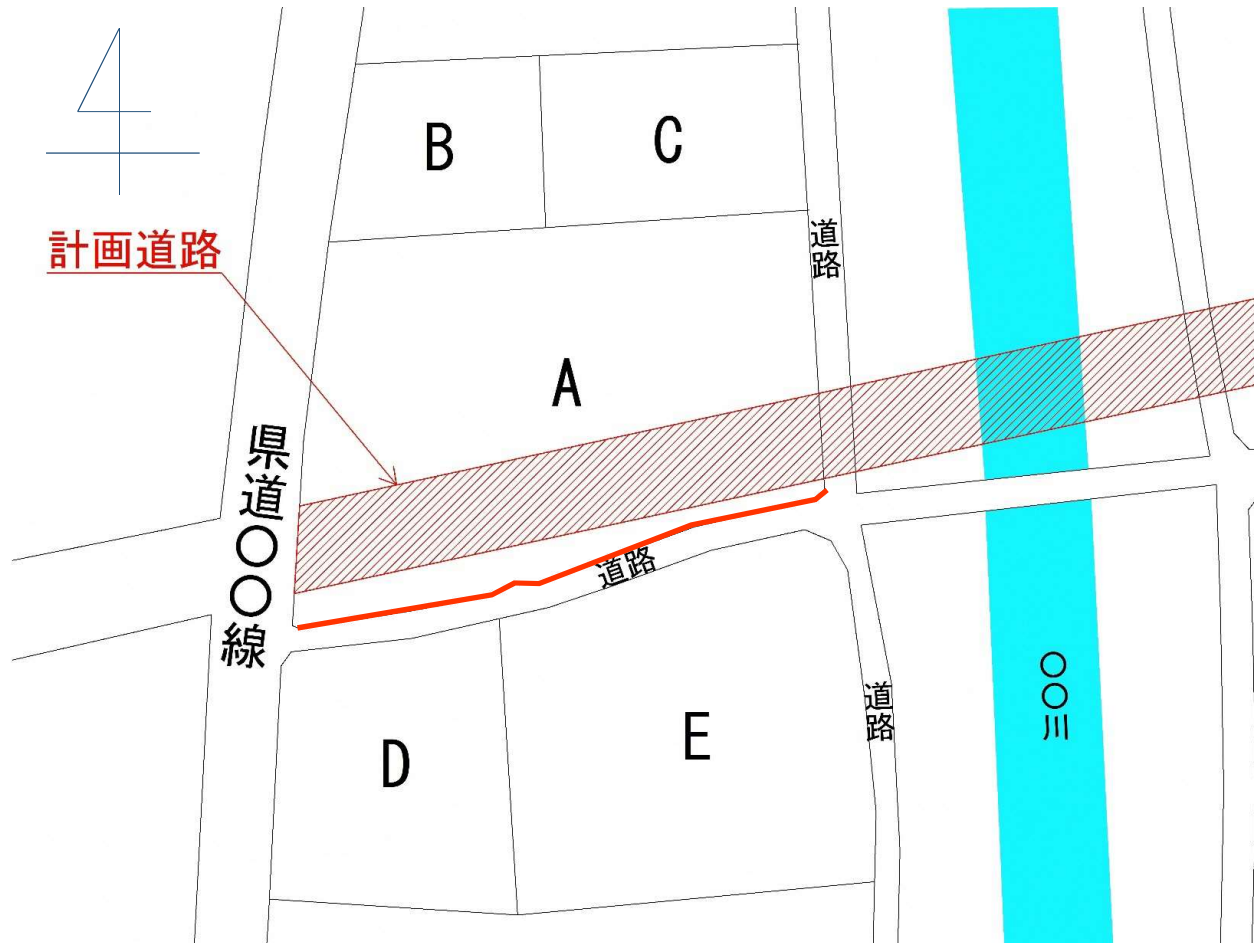


③ 境界杭の設置

確定した位置の仮杭を本杭に打ち換えます。設置した境界を測定し、立会いを実施した土地と事業用地の面積を確定します。



境界立会の立会範囲について



■ 立会いただく方

- 事業用地内の対象地 A の所有者様
- 対象地 A の隣接地 B、C の所有者様
- 東西南側の道路管理者（市役所等）

※ 南側に隣接する狭小道路との境界が未確定

4m未満の道路南側の土地 D、E の所有者様
にも立会を依頼いたします。
(水路も同様です)

作業の概要は、次のとおりです。

■ 実施時期・作業時間帯

実施時期は、**令和3年8月～令和4年1月**を予定

作業時間帯は、**8時30分～17時**

■ 作業にあたっての対応

- ① 現地で測量する作業員は、恵那土木事務所が発行する身分証明書を携帯するとともに、「**黄色の腕章**」をつけて作業を実施します。
- ② 作業員が使用する車両は、その会社名などの情報をフロントガラス前に掲示し、支障にならない場所に駐車します。
- ③ 「宅地」や「工場」、「店舗敷地」といった場所に入る際は、直前に作業員からお声掛けさせていただきます。

- 杭や金属鉋を設置する際には、皆様の生活や農作業等に支障とならないよう設置を行っていきませんが、もし万が一支障となるようなことがありましたら、恵那土木事務所までお知らせください。
- 作業のため、下草や枝などの刈払いを行わせていただく場合があります。



黄色の腕章

■ 建物等の調査

建物は、構造や材質、床面積などを詳しく調査します。
また、門、塀など工作物についても調査します。
立竹木は、樹種や本数、木の大きさなどを調査します。
調査日は所有者および居住されている方々と相談しながら決めさせていただきます。

① 建物等の調査

補償の対象となる建物、工作物や立竹木などを調査します。

**② 調査内容の整理**

調査結果をもとに、配置図を作成し、建物等の種類や数量などを整理します。

補償金の算定

適正で公平な補償を行うため、国の基準に則し、岐阜県が定めた補償基準に基づいて算定した補償額を金銭で補償します。

なお、損失の補償は、土地や建物等の権利者に対して、個別に行います。

(補償の種類：土地、建物、工作物、立竹木、動産の移転、移転雑費、営業補償 など)

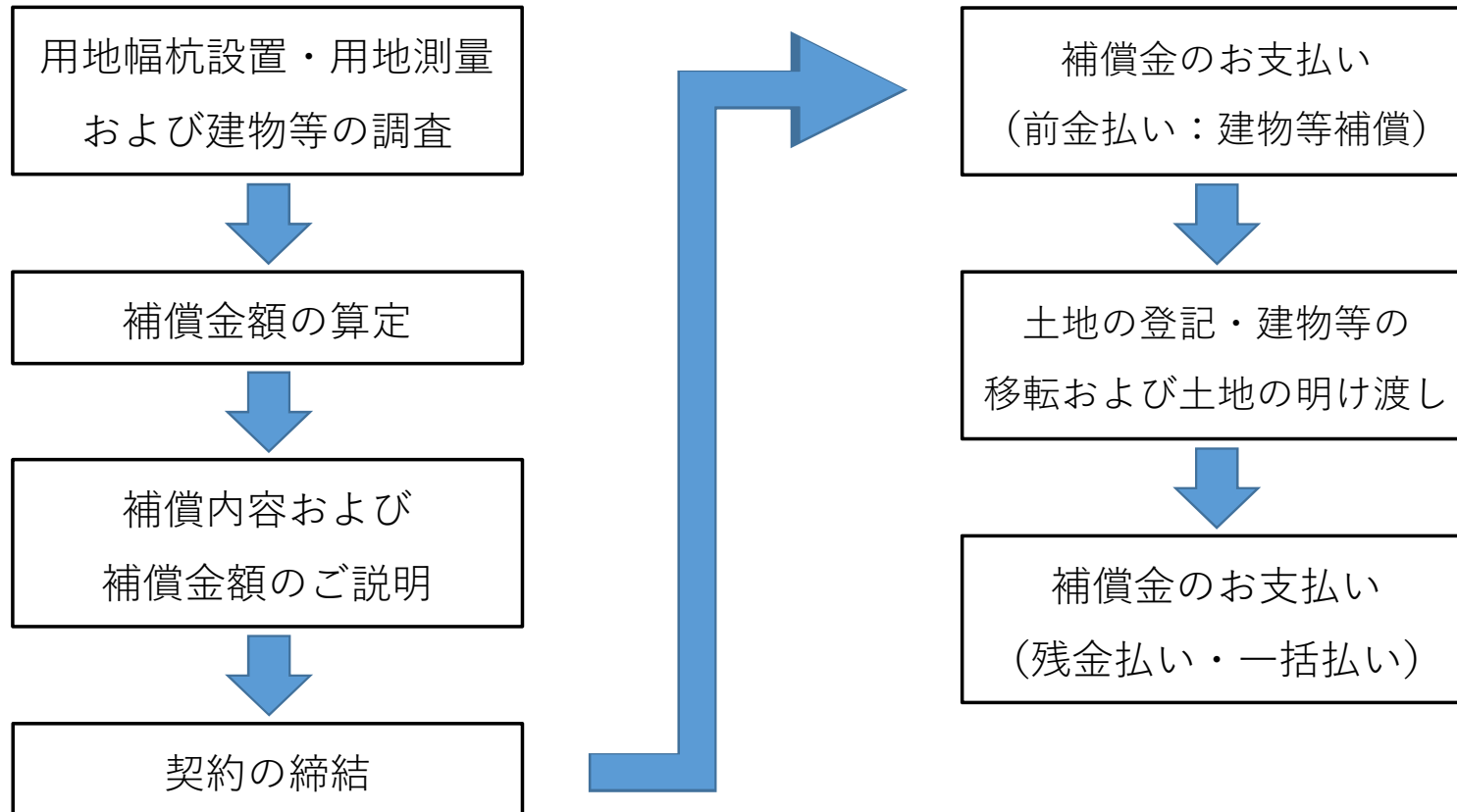
国のルールおよび国のルールに則り定められた指針

『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱』 (S37.6.29 閣議決定)

『公共用地の取得に伴う損失補償基準』 (S37.10.12 用地対策連絡会決定)

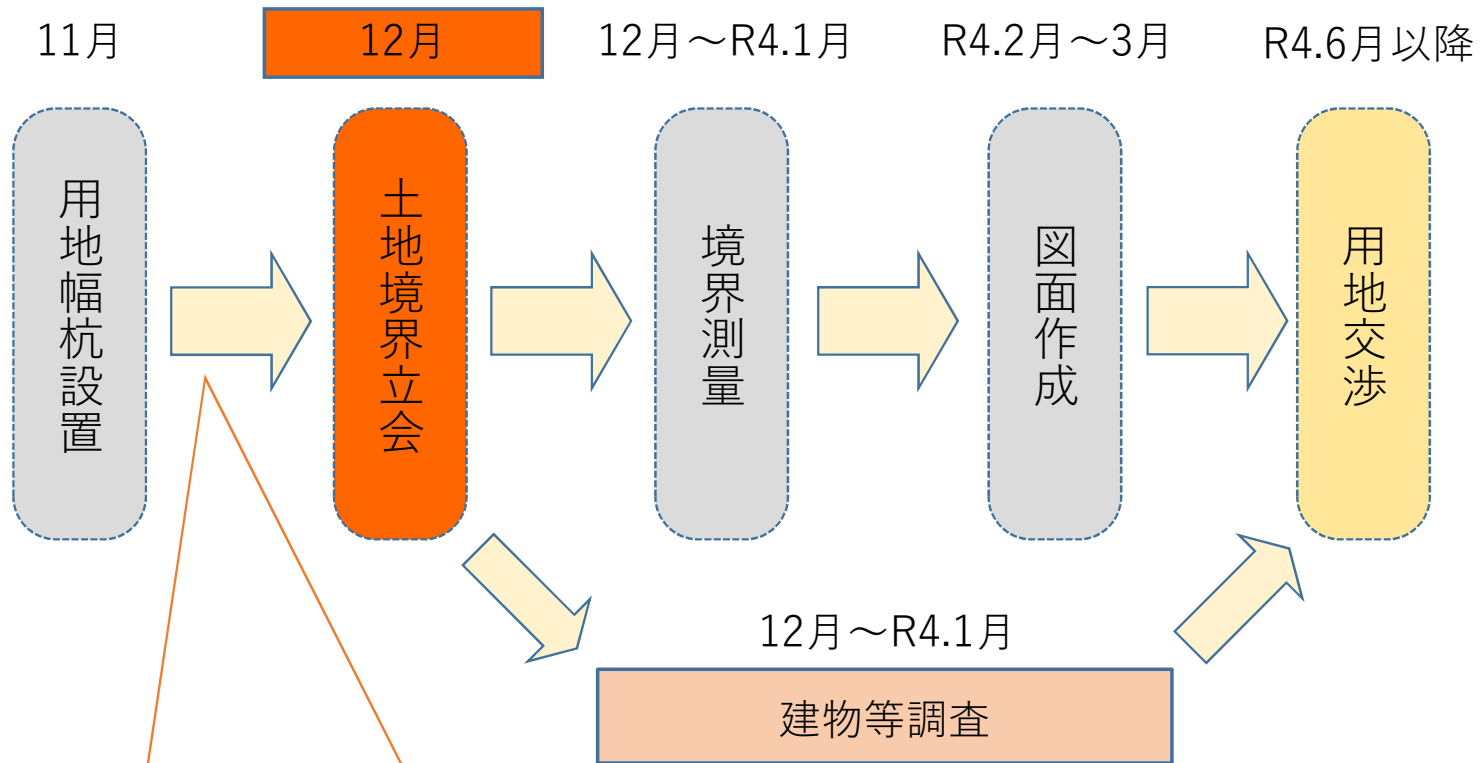
用地補償の一般的な進め方

事業用地内に土地または建物などをお持ちの方は、概ね次の手順で進めさせていただきます。



今後のスケジュール

今後のスケジュールは、概ね次のとおり予定しています。



事業用地内の土地所有者および隣接土地所有者の皆様へ、**土地境界立会**の**お願い文書**を**個別郵送**します。

土地境界立会および建物等の調査を実施させていただく前には、関係の皆様方にご連絡させていただきます。

土地の境界確認にあたっては、土地所有者様および隣接者の皆様方に、現地で立ち会っていただく必要がございます。

ご協力よろしく申し上げます。